

## 路上喫煙に関する市民意識調査へのご協力をお願い

市民の皆様には日頃より、市政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

鎌倉市では、平成 13 年度に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（クリーンかまくら条例）を制定し、美化意識の向上に努めてまいりました。さらに、散乱ごみの中でも、とりわけたばこの吸殻が目だっていることや歩きたばこによる火傷など歩行喫煙についてさまざまな問題が指摘されていることから、平成 17 年度からは、路上禁煙指導員を配置し、指導・啓発を行っています。

しかしながら、いまだ、ポイ捨てされた吸殻は市内に数多く見られ、歩行喫煙に対し厳しい対応を求めるご意見をいただいております。

こうしたことから、このたび、路上喫煙に関する今後の取組の参考にさせていただきたく、市内にお住まいの 20 歳以上の方 3,000 人を無作為に選び、調査票を郵送させていただきました。

この調査は無記名で、ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理いたしますので、個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答の内容をこの調査以外の目的で使用することはありませんので、率直なご意見をお聴かせいただきますようご協力をお願いいたします。

平成 19 年 12 月

鎌倉市長 石渡 徳一

### ご記入にあたってのお願い

- 1 ご回答は、必ず宛名のご本人様にご記入ください。
- 2 ご回答は、あてはまる項目の記号を○で囲んでください。質問によって○の数が異なりますので、質問にしたがってお答えください。
- 3 ご記入後、調査票は同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、12 月 21 日(金)までにご投函ください。
- 4 調査票、返信用封筒には、住所や氏名を記入する必要はありません。
- 5 調査についてご質問がありましたら、下記までお問い合わせください。

### < 問い合わせ先 >

鎌倉市環境部 環境保全推進課

電 話：0467 - 23 - 3000 内線 2281

F A X：0467 - 23 - 8700

E mail：bika@city.kamakura.kanagawa.jp

問 1 . はじめにご自身のことについておたずねします。

( 1 ) あなたのお住まいの地区は次のどの地区ですか。

記号を○で囲んでください。

ア 鎌倉地区

( 十二所、浄明寺、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、大町、材木座、由比ガ浜、御成町、笹目町、佐助、長谷、坂ノ下、極楽寺、稲村ガ崎 )

イ 腰越地区

( 腰越、西鎌倉、津西、津、七里ガ浜東、七里ガ浜 )

ウ 深沢地区

( 梶原、寺分、山崎、上町屋、手広、笛田、常盤、鎌倉山、 )

エ 大船地区

( 山ノ内、台二丁目から五丁目、台、小袋谷、大船、高野、岩瀬、今泉、今泉台 )

オ 玉縄地区

( 台一丁目、岡本、玉縄、植木、城廻、関谷 )

( 2 ) あなたの性別に○をつけてください。

ア 男性

イ 女性

( 3 ) あなたの年齢はおいくつですか。○をつけてください。

ア 20歳代

イ 30歳代

ウ 40歳代

エ 50歳代

オ 60歳代

カ 70歳代以上

( 4 ) あなたは喫煙しますか。○をつけてください。

ア 喫煙する

イ 喫煙しない

この調査では屋外の公共の場所で喫煙することを「路上喫煙」と呼ぶこととします。

問2．路上喫煙で不快な思いをしたことがありますか。(○はいくつでも)  
ご家族が不快な思いをしたことがある場合についてもお答えください。

- ア 火傷や衣服への焼け焦げなどの危険を感じたことがある。  
(実際に火傷をさせられたり、衣服を焦がされたことがある。)
- イ 煙やにおいで不快な思いをした。
- ウ 吸殻の散乱で不快に感じたことがある。
- エ 特に不快な思いを感じたことはない。
- オ その他( )

問3．路上喫煙の現状についてどのように思われますか。(○はどちらかに)

- ア 迷惑である。 → 問4へ
- イ 特に問題はない。 → 問5へ

【問3で「ア 迷惑である」と回答された方に伺います。】

問4．喫煙者に対し、どのようにしてほしいと思われますか。(○は1つのみ)

- ア 路上での喫煙は一切しないでほしい。
- イ せめて歩行者の多い道路ではやめてほしい。
- ウ 喫煙ができる場所以外では吸わないでほしい。
- エ その他( )

【問3で「イ 特に問題はない」と回答された方に伺います。】

問5．喫煙者に対し、どのように思われますか。(○は1つのみ)

- ア 喫煙者の自由であり、現状でかまわない。
- イ 一部マナーの悪い喫煙者はいるが、おおむねマナーはよい。
- ウ その他( )

問6．現在、鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（クリーンかまくら条例）では、喫煙者の責務として「歩行中の喫煙を控えること」としてありますが、明確に規制をする必要があると思われますか。

（○はどちらかに）

- |                |          |
|----------------|----------|
| ア 明確な規制が必要。    | → 問7、問8へ |
| イ 現在の条例のままでよい。 | → 問9へ    |

【問6で「ア 明確な規制が必要」と回答された方におたずねします。】

問7．規制すべき理由をお聴かせください。（○はいくつでも）

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ア 火傷等の事故を未然に防止し、安心して歩行することができる。   |
| イ 人ごみで副流煙を吸うことがなくなり、不快な思いをしなくてすむ。 |
| ウ 喫煙者個人のマナー意識の向上に期待するには限界がある。     |
| エ 吸殻のポイ捨てがなくなり、まちがきれいになる。         |
| オ その他（ ）                          |

【問6で「ア 明確な規制が必要」と回答された方におたずねします。】

問8．規制を徹底するために、条例に罰則は必要ですか。

例えば、罰金または過料（2,000円程度）を科するなど。（○は1つのみ）

- |                                            |
|--------------------------------------------|
| ア 罰則は必要である。                                |
| イ 罰則は必要ないが、条例の規定を「歩行中の喫煙を禁止する」など明確にすべきである。 |
| ウ 罰則は必要ない。                                 |

【問6で「イ 現在の条例のままでよい」と回答された方に、おたずねします。】

問9．「規制する必要がない」理由をお聴かせください。（○はいくつでも）

- |                                                        |
|--------------------------------------------------------|
| ア 条例で規制するよりも、標示看板の設置や指導員の指導などマナー向上をめざす啓発活動等の強化をすべきである。 |
| イ 路上喫煙対策に、これ以上経費をかけるべきではない。                            |
| ウ 条例で個人の行動を規制すべきではない。                                  |
| エ その他（ ）                                               |

|                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| お忙しいところ調査にご協力いただきましてありがとうございました。<br>調査票は、同封の返信用封筒に入れ、 <u>12月21日（金）までに投函</u> くださいますよう<br>お願いいたします。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|